

# 議案第31号 専決処分事項報告について(交野市税条例の一部を改正する条例)

## 1. 条例改正の目的

地方税法等が令和7年4月1日付で一部改正されたことに伴い、交野市税条例の対応する条文について、所要の改正を行ったもの。(施行期日 令和7年4月1日)

## 2. 主な条例改正の内容

① 固定資産税「長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額に係る申告手続きの緩和」(附則第14条関係)

管理計画認定マンション等において、長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合の固定資産税を減額する特例措置の申告手続きを緩和する。

|       | 旧条例(改正前)   | 新条例(改正後)  |
|-------|--|---|
| 申告手続き | <p>当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出があり、要件に該当すると認められる場合、減額措置を適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マンションの各戸の所有者(区分所有者)が申告</li> </ul> | <p>改正前の申告方法に加え、マンション管理組合の管理者等から市長へ必要書類の提出があり、要件に該当すると認められる場合も減額措置を適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マンションの各戸の所有者(区分所有者)が申告</li> <li>・管理組合の管理者等の手続きによる申告も可能に</li> </ul> |
| 軽減内容  | <p>1住戸あたり100㎡までを限度に、当該住宅の工事が完了した翌年度のみ固定資産税の3分の1を減額<br/>           ※都市計画税は減額適用なし<br/>           ※令和5年4月1日～令和9年3月31日までに行われた工事が対象</p>       |   |

## 議案第31号 専決処分事項報告について(交野市税条例の一部を改正する条例)

### ② 軽自動車税種別割 「標準税率の区分の見直し」(第94条関係)

排気量50cc以下の原動機付自転車(以下「原付」という)について、令和7年11月開始の排ガス規制強化の影響によりメーカーによる新車の製造終了が発表された。今般、当該原付の代替となる車両として、既存の排気量125cc以下(第二種甲)原付をパワーダウンさせた車両が新たに製造・販売されることとなり、軽自動車税種別割に新たな課税区分が設置されることから、下表のとおり車種区分を追加する。

| 条例案の項番 | 車種         | 車両の要件                      | 税額(年額) | ナンバープレート塗色   |
|--------|------------|----------------------------|--------|--|
| ア      | 第一種 一般原付   | 総排気量50cc以下 又は 定格出力0.6kw以下  | 2,000円 | 白     |
|        | 第一種 特定小型原付 | 定格出力0.6Kw以下 ※電動キックボード等     | 2,000円 | 白     |
| イ      | 第二種乙 一般原付  | 総排気量90cc以下 又は 定格出力0.8kw以下  | 2,000円 | 黄     |
| ウ      | 第一種 一般原付   | 総排気量125cc以下 かつ 最大出力4.0kw以下 | 2,000円 | 白     |
| エ      | 第二種甲 一般原付  | 総排気量125cc以下 又は 定格出力1.0kw以下 | 2,400円 | 桃     |
| オ      | ミニカー       | 総排気量50cc以下                 | 3,700円 | 水色  |
|        | 以下 略       |                            |        |  |

新たに車種を追加

※出力規制に伴い、免許証及び交通法規の対応も50cc以下原付と同様となる。

### 3. 関連資料 (令和7年度 税制改正の大綱 財務省HP ①25ページ ②61ページ参照)

URL [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2025/20241227taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/20241227taikou.pdf)



交野市税条例（平成15年条例第38号）新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第14条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）</p> <p>第72条 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>（1） 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号</p> | <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第14条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）</p> <p>第72条 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>（1） 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号</p> |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第94条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>オ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有</p> | <p>(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第94条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エ_____に掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は_____定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は_____定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有</p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>するものにあつては、その輪距のうち最大のものが0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第99条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> | <p>するものにあつては、その輪距のうち最大のものが0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第99条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同条第15項 _____に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(5) <u>原動機の総排気量又は定格出力(第94条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第100条 (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)</u>又はこれらの者の<u>特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))</u>が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条</p> | <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力 _____</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第100条 (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障害者又は _____ 身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)</u>を提示</p> |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第123条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号の</p> | <p>_____するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び_____有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第123条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号の</p> |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>いずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）<br/>（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則<br/>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～14 (略)</p> <p>15 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>16・17 (略)</p> <p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～13 (略)</p> <p>14 <u>市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律</u></p> | <p>いずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）<br/>（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則<br/>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～14 (略)</p> <p>15 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>16・17 (略)</p> <p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～13 (略)</p> |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p><u>(平成12年法律第149号) 第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u></p> <p><u>15</u> (略)</p> <p><u>16</u> (略)</p> <p>(都市計画税の課税標準の特例に係る読替規定)</p> <p>第44条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> | <p><u>14</u> (略)</p> <p><u>15</u> (略)</p> <p>(都市計画税の課税標準の特例に係る読替規定)</p> <p>第44条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> |